

「東住吉放火殺人事件」再審開始決定に関する会長談話

本日、大阪地方裁判所第15刑事部は、いわゆる「東住吉放火殺人事件」に関する再審請求事件（請求人青木恵子氏、朴龍皓氏）について、再審を開始する旨の決定を行った。

本件は、1995年（平成7年）7月22日、大阪市東住吉区の家屋で火災が発生し、同家屋に居住する小学生が亡くなった事案である。

警察は、最も激しく焼損していたガレージには明確な火災原因がないと判断し、外部からは容易に侵入できない状態にあったこと、当該小学生に生命保険がかけられていたことを理由として、小学生の母親である青木氏及び内縁の夫である朴氏を保険金目的で娘を殺害した犯人と決め付け、両名と犯行を直接結びつける物証が皆無であったにも拘わらず、任意同行の形で両名を警察に連行して違法な取調べによって自白を獲得し、両名を逮捕した。

両名は、捜査段階で一旦自白をしたものの、青木氏は、捜査途中より自白を翻して無罪を主張し、朴氏も起訴されて大阪拘置所に移管された後、一貫して無罪を主張してきたのである。

大阪地方裁判所において行われた審理のなかで、弁護側は、当該自白には著しい変遷があり、しかも同自白に基づく「7リットルのガソリンを撒いてターボライターで着火する」という放火行為がおよそ不可能であること、満タンに給油された直後に駐車した車からガソリンが漏れ出し、これに車の過熱部その他の火種で着火したことによって生じた事故である可能性が高いことを主張し、これを立証した。なお、警察は、風呂釜の種火について、駐車していた車とは一定程度の距離があつて、仮に車から僅かなガソリンが漏れたとしても火種とはなり得ないと判断していたが、控訴審において、これが十分火種になり得ることも明らかにされている。

しかし、大阪地方裁判所は、青木氏、朴氏のいずれについても、直接証拠が自白のみであることを認めながら、自白内容は詳細であつて信用できる、自白に基づく放火行為が不可能であることが弁護側において明らかにされていないとして、青木氏に対しては、1999年（平成11年）5月18日、朴氏に対しては、同年3月30日、いずれも現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂の罪で無期懲役の判決を下したのであり、大阪高等裁判所も控訴を棄却し、最高裁判所も2006年（平成18年）12月11日及び同年11月7日にいずれも上告を棄却した。かように、本件では、脆弱な証拠構造のまま一審判決が確定したのである。

これに対して、朴氏は、2009年（平成21年）7月7日、青木氏は、同年8月7日、大阪地方裁判所に再審請求を申し立てた。

同地方裁判所第15刑事部の審理においては、弁護人の証拠開示請求に基づき、検察官が抵抗するなか、これまで開示されていなかった火災現場写真などの一部が開示され、それらの資料も基礎として、新たな再現実験が実施された（なお、弁護側が行った開示請求に対しては、いまだ多くの証拠が開示されていないが、公益の代表者である検察官は、直ちに証拠を全面開示すべきである。）。

そして、この再現実験によって、自白どおりの放火行為を行ったならば必ずガソリンを撒いている途中で風呂釜の種火に引火して火災が発生し、自白どおりの方法によっては、「放火」「着火」することが100%不可能であることが明らかになったのである。

本日の再審開始決定は、再現実験の結果という科学的な資料を重視したものであり、また、これまで信用性が肯定されてきた請求人両名の自白についても「重要な部分について不自然不合理な供述が多く含まれ、変遷しているなど、その信用性に疑問を生じさせる問題点が認められる」としてこれを否定するものであって、当会は、無罪への第一歩を記した正当なものとして、この決定を高く評価する。

そして、当会は、検察官に対しては、本決定について異議申立てを行うことなく、速やかに再審公判への途を開くことを求めるものである。

また、本件は客観的事実を軽視し、自白を偏重し違法な捜査によって虚偽自白が取得された典型的な事案であって、自白採取過程には極めて多数かつ深刻な問題点が存したのであり、このような事態を再発させない為に、当会は改めて取調べの可視化（取調べ全過程の録画・録音）を求めるものである。

当会は、再審開始決定にこぎつけられた請求人両名及び両名を支援されてきた弁護団の活動に敬意を表するとともに、今後も引き続き、再審開始決定が確定し、青木氏、朴氏が無罪を勝ち取るべく支援を続ける所存である。それとともに、取調べの可視化、捜査機関の保有する証拠の全面的開示という冤罪を防止する為の制度改革を実現する為、全力を尽くす決意である。

2012年（平成24年）3月7日

大阪弁護士会

会 長 中 本 和 洋